

流山市開発事業の許可 基準等に関する条例

取扱いの手引き

都心から
一番近い
森のまち

流山市

Nagareyama City

流山市まちづくり推進部宅地課

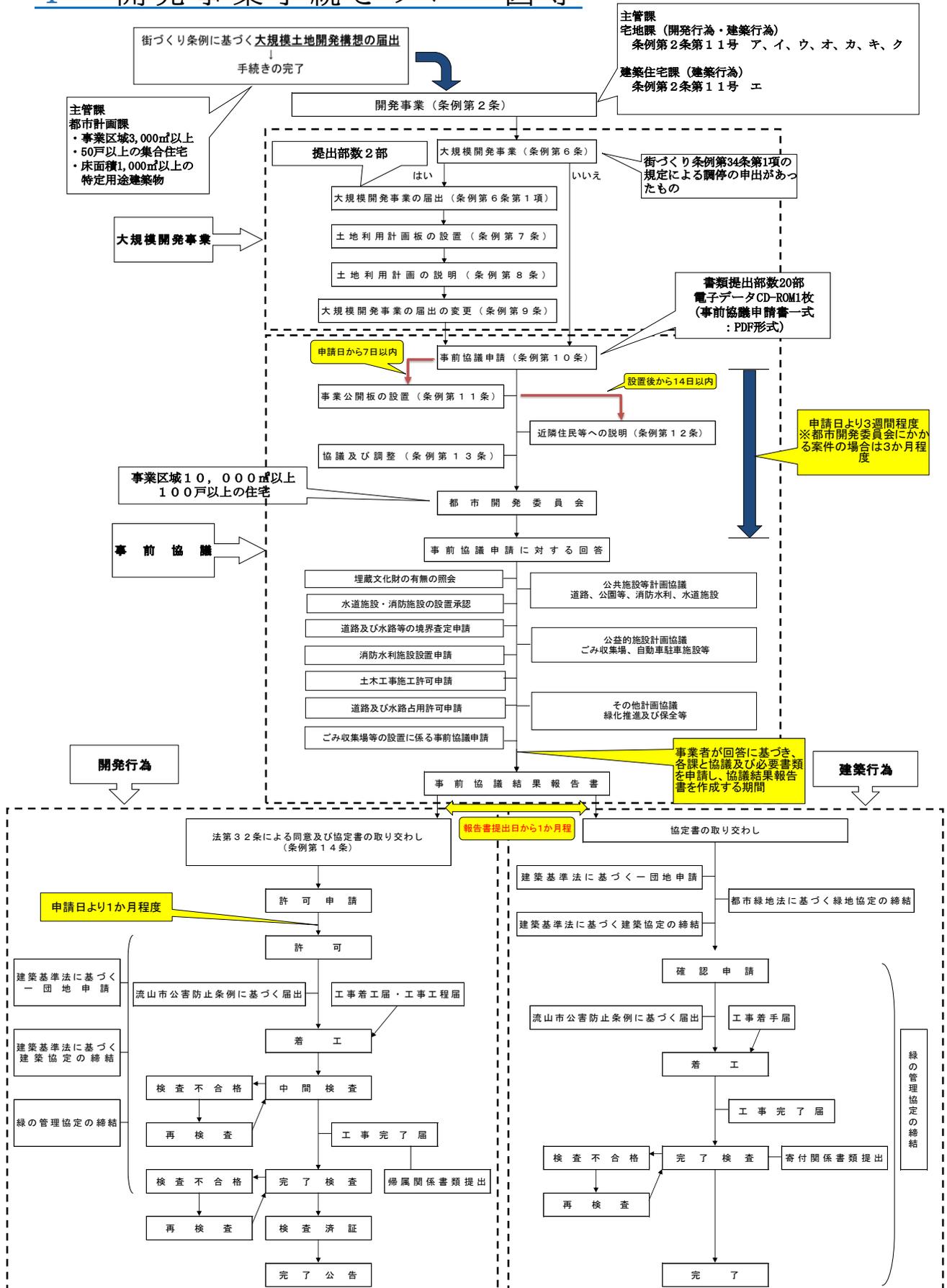
この手引きは、流山市開発事業の許可基準等に関する条例（以下「条例」という）第10条に基づく事前協議の手続を行うにあたり、その手続を円滑に進められるよう、必要な手続についてのあらましをとりまとめたものです。

令和4年9月作成
令和4年11月更新

目 次

1	開発事業手続きフロー図等	4
2	事前協議申請について	5
	（1）事前協議対象事業及び提出先	
	（2）事前協議申請に必要な図書	
	（3）整備基準	
3	事業公開板の設置及び近隣住民説明	8
	（1）事業公開板	
	（2）近隣住民説明	
4	都市開発委員会	11
	（1）該当要件	
5	協議結果報告書の作成	11
6	工事着手届	12
	（1）該当事業	
	（2）提出時期	
	（3）必要書類	
7	工事完了届	13
	（1）提出時期	
	（2）提出書類	
	（3）検査日の立会者	
	（4）完了検査後に必要な提出書類	
8	変更協議	16
9	その他	16
	（1）一体的な開発事業について	
	（2）残地理由書	

1 開発事業手続きフロー図等



・本手引きにおいて、使用する用語の定義は、条例第2条第1項各号のとおりであり、その他については、都市計画法及び建築基準法に準じます。

2 事前協議申請について

(1) 事前協議対象事業及び提出先

次に該当する場合は、事前協議申請（第6号様式）を宅地課又は建築住宅課に提出してください。

事前協議対象事業	提出先	部数
<p>ア 都市計画法（以下「法」という。） 第29条第1項の許可を必要とする 開発行為であって、開発区域の規模が 300平方メートル以上のもの</p> <p>イ 法第29条第1項第3号に掲げる 開発行為であって、開発区域の規模が 300平方メートル以上のもの</p> <p>ウ 建築行為のうち、次に掲げる建築物 の新築又は改築 (ア)地階を含む階数が3以上の1の建 築物で、集合住宅の用途に供する部分 の計画戸数が20以上であるもの(2 以上の敷地が一団地を形成している 場合において、当該建築物以外に集合 住宅の用途に供する部分を有する建 築物があるときは、当該建築物を含 む。)</p> <p>(イ) 1,000平方メートル以上の敷 地(2以上の敷地が一団地を形成して いる場合においては当該一団地の敷 地をいう。)における建築物</p> <p>オ 指定工作物の建設で、その事業区域 の面積が2,000平方メートル以上 のもの</p> <p>カ 建築物の全部又は一部の用途を変 更して規則で定める建築物に変更す</p>	宅地課	<p>・ 20部</p> <p>正本1部 (フラットファイ ルに綴じる)</p> <p>副本19部</p> <p>・ CD-R (電子データ)</p> <p>申請書類のデ ータ一式</p>

<p>る行為</p> <p>キ アからエまで及びカに該当する開発事業の施行により建築された建築物を増築する場合であって、当該増築後の建築物の床面積の合計が当該増築前の建築物の床面積の合計の1.2倍以上となるもの</p> <p>ク 複数の開発事業であって、事業区域、事業者、工事の着手時期その他の規則で定める事項を勘案して、規則で定める要件に該当するもの</p>		
<p>エ 建築行為のうち、中高層建築物、ワンルーム建築物又は特定用途建築物の新築又は改築（対象事業ア、イ、ウに該当するものを除く）</p>	<p>建築住宅課</p>	<p>・ 13部</p> <p>〔正本1部 副本12部〕</p> <p>・ CD-R (電子データ)</p> <p>〔申請書類のデータ一式〕</p>

※ 開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の 区画形質の変更 をいいます。
（区画形質の変更については別紙「区画形質の変更についての取扱いについて」を参照）

事業区域の規模が300㎡以上の建築行為で、土地の区画形質の変更を伴わないものについては、必要に応じて都市計画法施行規則第60条に基づく 開発許可不要証明書 を申請してください。なお、証明書の必要性については、指定確認検査機関に確認してください。（別紙「開発許可等不要証明書の交付に必要な図書について」参照）

(2) 事前協議申請に必要な図書※

ア 設計説明書（ワンルーム建築物の場合を除く。）

イ ワンルーム建築物概要書

ウ 入居管理計画書

(ワンルーム建築物の場合に限る。)

エ 位置図 (個人名は削除する)

オ 公図写し※（縮尺600分の1以上のもの）

(申請地と隣接地については、土地謄本の所有者氏名、住所、地目及び面積を記載すること)※土地区画整理事業施行中の区域については、仮換地指定通知書及び使用又は収益を開始する日の日付がわかる書類（保留地の場合は保留地証明）を添付すること。

カ 現況平面図（縮尺500分の1以上のもの）

キ 土地利用計画図（縮尺500分の1以上のもの）

ク 造成計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）

ケ 給排水施設計画平面図（縮尺500分の1以上のもの）

コ 建物計画平面図及び立面図（一戸建て住宅の場合を除く。）

サ 日影図（中高層建築物の場合に限る。）

シ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書（流山市街づくり条例に基づく大規模土地開発構想の届出を行った場合は完了したことがわかる書類）

※上記の必要な図書の作成に当たっては、注意事項があります。詳細については、別紙「協議結果報告書作成の注意事項について」を参照してください。

※事前協議（変更）申請書の提出に先立ち、宅地課による申請書類一式の事前確認を受けてください。この事前確認を経た申請書類一式を提出してください。

(3) 整備基準

「流山市開発事業整備基準」をご確認の上、基準に則った計画を策定ください。

3 事業公開板の設置及び近隣住民等への説明

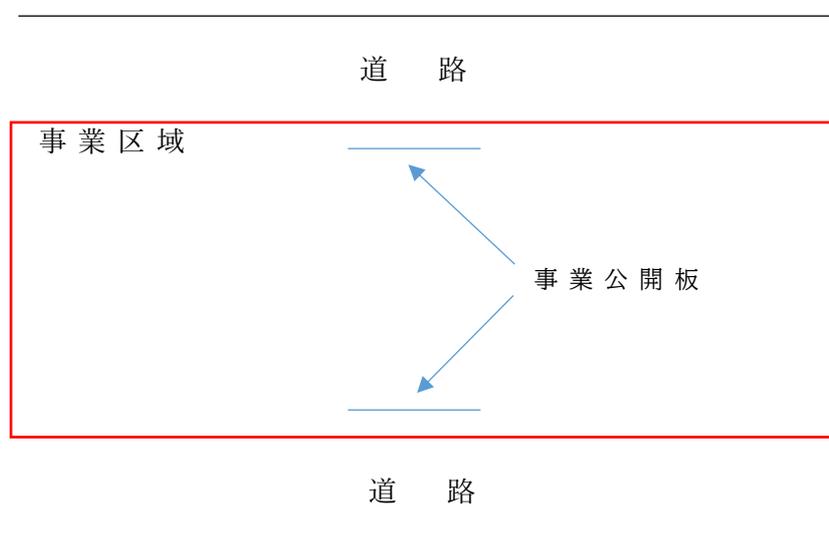
(1) 事業公開板

ア 設置位置

事前協議申請書を提出した日から起算して7日以内に、当該事業区域内の公衆の見やすい場所に事業公開板を設置してください。なお、2方向以上の道路に接している場合は、各道路に向かって見やすいように設置してください。

(図「設置箇所参考例」参照)

(図) 設置箇所参考例



イ 事業公開板の内容

事業公開版は、「第3号様式」により作成してください。寸法は、縦の長さ90cm以上、横の長さ90cm以上を標準とします。土地利用計画図を併せて設置してください。また、3階以上の建築物の建築を行う場合は、事業計画に基づいたパースも併せて設置してください。

ウ 設置後の提出書類

- ・土地利用計画板（事業公開板）設置届出書

（第4号様式：第6条、第10条関係）

以下、添付書類

- ・ 位置図
- ・ 事業公開板設置位置図
- ・ 設置状況の遠景及び近景の写真
(掲載内容が確認できるようにすること)

※上記届出書について、事業公開板を設置したときは、直ちに提出すること。

エ その他

事業公開板の設置後、事前協議の過程で事業内容に変更があった場合は、設置した事業公開板の内容を修正してください。修正した場合は、修正したことがわかる写真を、速やかに提出してください。

(2) 近隣住民説明

ア 時期・説明方法

- ・ 事業公開板設置後14日以内に、土地利用計画等の内容について、近隣住民等に説明をしてください。
- ・ 説明方法は原則、戸別訪問とします。ただし、共同住宅やテナントビル等で管理事務所等がある場合は、説明方法について、当該管理事務所等に確認してください。
- ・ 戸別訪問について、不在だった場合は説明資料を投函し、再度訪問してください。(原則、対面による説明としてください。)

イ 説明範囲(近隣住民等の定義)

(ア)事業区域に隣接する土地及び当該土地に存する建築物の所有者及び占有者

※公共施設の用に供されている土地は含まないものとします。

※区画道路を介した道路対向地についても、「事業区域に隣接する土地」とみなすものとします。

以下は専用住宅以外の説明範囲

(イ)事業区域の敷地境界線から、予定建築物又は工作物の高さの2倍までの距離の場所に存する土地又は建築物の所有者又は居住者

※更地の場合は、土地所有者のみ。建築物がある場合は、土地建物所有者及び居住者

(ウ)冬至日において、予定建築物又は工作物の平均地盤面で午前9時から午後3時までの間に生じる当該予定建築物又は工作物による日影を受ける建築物及び土地の所有者並びに当該建築物に居住する者 (当該日影を受ける建築物及び土地が住居系地域に存する場合に限る。)

ウ 説明会

近隣住民等から説明会の開催を求められたときは、説明会を開催しなければなりません。

説明会を開催するときは、開催予定日の7日前までに、近隣住民等にその旨を周知してください。

また、説明会に出席しなかった近隣住民については、別途説明が必要となります。

エ 説明後の提出書類

・近隣住民等説明実施報告書（第5号様式：第7条関係）
※上記「ア 時期・説明方法」のとおり、説明は戸別訪問を原則とし、再訪問している場合は、それぞれの訪問日を記載してください。また、対面による説明ができなかった場合は、「提出日現在連絡なし」と近隣住民等説明実施報告書に記載してください。また、近隣住民等説明実施報告書は、最終説明訪問日又は郵送日より1週間以上期間をおいて提出してください。

以下、添付書類

・近隣の説明範囲図（地番や建物・土地の状況がわかるように作成してください。）

- ・ 配布した資料
- ・ 説明会の議事録及び参加名簿
※説明会を開催した場合のみ
- ・ 土地区画整理事業の施行者から受領した近隣住民等に係る仮換地に関する情報
※事業区域が土地区画整理事業の施行中の区域内である時のみ
- ※仮換地の土地所有者に関する情報について、本件条例に基づく近隣住民等への説明に必要な限りにおいて、土地区画整理事業施行者へお問い合わせ下さい。

4 都市開発委員会

(1) 該当要件

- ア 事業区域の規模が10,000平方メートル以上
- イ 開発事業戸数100戸以上

上記のいずれかの要件に該当する開発事業については、開催するものとします。なお、開発行為の場合は、原則開催するものとし、建築行為の場合は、事業の内容や周辺環境への影響を踏まえ、開催について個別に判断します。

予定する開発事業が上記要件に該当する場合は、事前協議申請書類（案）を揃えて、宅地課にご相談ください。

なお、予定する開発事業が都市開発委員会の開催案件となる場合は、事前協議申請書類とは別に、当該委員会説明資料を作成していただきますので、ご留意願います。

5 協議結果報告書の作成

事業者は、事前協議申請及び都市開発委員会に基づく各課からの回答に対し、協議及び必要な届出や申請等書類を各課に提出してください。各課との協議が完了後に、「協議結果報告書」として、協議内容、提出書類及び図面を宅地課に提出してくだ

さい。作成方法については、「関係各課との協議録の参考例」及び「担当課協議届出書チェックシート」を参考に作成してください。なお、参考例はあくまで一般的なものを記載したものであり、別途記載が必要な場合があります。

6 工事着手届

建築行為と開発行為にて、様式が異なりますのでご注意ください。そのため、開発行為の場合は「開発行為許可申請に係る添付書類一覧」を参照してください。

(1) 該当事業

ア 開発行為

イ 建築行為（条例第2条（11）ウのみ）

(2) 提出時期

事前協議対象事業に係る工事に着手したときは、速やかに提出してください。

(3) 必要書類

ア 開発行為

別紙「開発行為許可申請に係る添付書類一覧」を参照してください。

イ 建築行為

(ア) 工事着手届（第22号様式（第27条関係））

(イ) 都市計画法施行規則第60条証明書の写し

(ウ) 建築確認通知書の写し

(エ) 位置図

(オ) 土地利用計画図

(カ) 工事工程表

(キ) 工事を着手したことがわかる写真

事前協議の手續における協定時の図面を添付してください。

7 工事完了届

建築行為と開発行為にて、様式が異なりますのでご注意ください。開発行為の場合は「開発行為許可申請に係る添付書類一覧」を参照してください。

(1) 提出時期

工事完了後、検査希望日の7日前までに提出してください。提出書類を確認後、検査日程を決定いたします。仮予約の受付はしておりませんのでご注意ください。なお、日時について希望にそえない場合もありますので御了承ください。

(2) 提出書類

ア 開発行為

別紙「開発行為及び事前協議対象事業工事（中間）検査について」を参照してください。

イ 建築行為

(ア) 工事完了届出書（第23号様式（第27条関係））

(イ) 協定書の写し（変更協定書も含む）

(ウ) 委任状（申請者本人が提出する場合は不要）

(エ) 各課チェックシート（申請者にてチェックした記録を添付）

(オ) 位置図

(カ) 竣工図（協定締結時の図面（平面図及び各種構造図）一式）

(キ) 工事写真

(ク) 関係各課^{*}用の依頼書類

・(ア)の写し及び(オ)

・(カ)、(キ)のうち関係各課が該当する図面及び写真

※(ア)～(キ)については、フラットファイル等により綴じてください。(ク)については、(ア)～(キ)

とは別に、関係課毎にホッチキス等で綴じてください。

※関係各課とは事業内容によって異なります。別表「関係各課該当項目」をご確認ください。

別表「関係各課該当項目」

	該当項目	関係各課名
1	道路舗装復旧、切下げ切上げ工事、道路拡幅及び <u>道路内</u> の横断側溝等の道路工事並びに駐輪場及び駐車場	道路管理課
2	新設道路及び新設道路内の道路構造物の工事	道路建設課
3	雨水浸透貯留槽、浸透トレンチ、浸透柵及び <u>敷地内</u> の横断側溝等の雨水抑制施設、水路に関する工事	河川課
4	植栽地、公園等の緑化に関するもの及び公園工事	みどりの課
5	公共污水ますの新設、公共污水管の新設	下水道建設課
6	電柱用地	財産活用課
7	ごみ収集場の設置（事業系を除く）	クリーンセンター
8	防災備蓄倉庫、かまどベンチ及びマンホールトイレ	防災危機管理課
9	管理人室	建築住宅課
10	保育施設、子育て支援施設	子ども家庭課
11	防犯灯、集会施設	コミュニティ課

上記の表に該当する項目があった場合は、関係各課への検査依頼を宅地課で行うため、同検査依頼用の提出書類として（ク）をご用意ください。なお、上記項目はあくまで一般的な項目を掲載しているものであり、その他関係各課との協議によって発生した工事がある場合は写真を添付していただくことになります。

(3) 検査日の立会者

ア 事業者側の立会者

(ア) 本人又は代理人

(イ) 設計者

(ウ) 工事施工者

※工事完了検査で境界の杭間距離（周り間）を測定するため、測定補助員の立会いをお願いします。また、関係各課が同時に検査を行うため、補助員を関係各課に配置していただくよう併せてお願いします。完了届提出時に関係各課へ必要人員を確認してください。

※検査の際には駐車場等を申請者側にて用意し、路上駐車は行わないようにして下さい。路上駐車になる場合は検査を行わず、後日再検査となりますのでご注意ください。市との協定書の記載事項ですので順守願います。

イ 検査者（流山市）

(ア) 宅地課職員

(イ) 関係各課職員

(4) 完了検査後に必要な提出書類

- ・ 全景写真
- ・ 水道検査済証写※
- ・ 消防水利完成検査済書写※

※上水道本管、取出し管、消防水利及び消防活動空地は各々水道工務課、消防防災課で検査手続をして検査済証の発行手配をしてください。

- ・ 景観完了届写
- ・ 道路法完了届写
- ・ 雨水施設の完成届写

8 変更協議

事前協議対象事業について、協定締結後に事業内容に変更があった場合は変更の手続きを行ってください。

また、開発行為の場合は、事前協議の変更手続後に開発行為の変更許可申請又は軽微な変更届出が必要となります。変更の手続が完了していない場合は、完了届の受付は行いませんので、完了届提出の際は、スケジュールにご注意ください。

必要書類等の詳細については、「流山市開発事業の許可基準等に関する条例における事前協議対象事業の変更手続について」をご確認ください。

9 その他

(1) 一体的な開発事業について

条例では、隣接又は近接する複数の土地における開発事業について、一体的な開発事業と認められる場合は、これらの土地の区域を合わせた全体の区域を事業区域とみなします。

この「一体的な開発事業」の事業区域の規模が、事前協議対象事業の要件に掲げる規模以上となる場合は、事前協議の手続が必要になります。

「一体的な開発事業」の要件は、以下のとおりで、事前協議を要する場合は、「①」かつ「②のいずれかの要件」かつ「③、④、⑤のいずれかの要件」に該当する場合です。

(条例第2条第1項11号ク、条例施行規則第4条第2項)

① 事業区域

位置：事業区域が接している場合

(道路が介在する場合を含む。)

面積：各開発事業の面積の合計が300㎡以上。

② 工事の着手時期

以下のいずれかに該当すること。

- (1) 法第29条に基づく開発行為の場合は、先行する開発行為について法第36条第3項に基づく工事の完了公告の日から1年以内
- (2) 法第29条に基づく開発行為を要しない場合は、先行する建築行為について全ての建築行為に係る、建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項に基づく確認を受けた日から1年以内
- (3) 先行する建築行為について建築基準法施行規則第10条の規定による公告があった日から1年以内

③ 事業者

事業者が同一であると認められるもの

④ 事業区域に係る土地所有者

当該土地所有者が同一と認められるもの（以下のいずれかの間に、それぞれ先行する開発事業の事業区域の土地所有者から譲渡により土地所有者となった者を含む）

- ・「②(1)」に該当する場合、事前協議対象事業にあっては、先行する開発行為の完了公告の日から1年以内であって、かつ、事前協議の申請の日の1年前までの間
- ・「②(2)」に該当する場合、事前協議対象事業にあっては、先行する建築行為に係る建築の確認の日の前後1年の間
- ・「②(3)」に該当する場合、事前協議対象事業にあっては、先行する建築行為に係る建築基準法施行規則第10条の規定による公告の日の前後1年の間

⑤ 開発事業に係る工事の施工者

当該工事施工者が同一と認められるもの

(2) 残地理由書

(1) のとおり、隣接又は近接する土地における複数の開発事業について、要件に該当する場合、これら複数の事業区域を合わせた全体の区域を一つの事業区域とする「一体的な開発事業」とみなします。

そのため、本条例に基づく事前協議対象事業とならない規模でも、隣接又は近接する残地にて事業を行った際に、「一体的な開発事業」とみなす場合があります。

このことから、当該残地の土地利用予定をお尋ねするとともに、残地理由書の提出を求める場合があります。その際は、下記の必要資料を宅地課に提出してください。

ア 必要書類

(ア) 残地理由書（任意様式）（別紙「参考様式」参照）

「以下、添付書類」

(イ) 委任状

(ウ) 位置図

(エ) 土地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）

(オ) 公図の写し

(カ) 敷地求積図（申請敷地及び残地部分の求積）

(キ) 敷地現況図

(ク) 土地利用計画図（配置図）

(ケ) 建物平面図・建物立面図・建物求積図

各種様式（共通）

第6号様式（第9条、第14条関係）

事前協議（変更）申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

記名押印のほか書面（直筆）のみでも可

申請者 住所 千葉県流山市流山平和台〇丁目〇番〇
 氏名 A株式会社
 代表取締役 流山 太郎

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第10条第1項（第15条第1項）の規定により、次のとおり事前協議（変更）を申請します。

該当する事前協議の種別を記載してください。（開発行為、建築行為又はワンルーム建築物など）

事前協議対象事業の種別	開発行為
事業区域に含まれる地域の名称	千葉県流山市
事業区域面積	m ²
事業者	（住所）千葉県流山市流山平和台〇丁目〇番〇 （氏名）A株式会社 代表取締役 流山 太郎 （電話）00-1111-2222 担当者 〇〇
設計者	（住所）千葉県流山市流山平和台△丁目△番△ （氏名）B株式会社 代表取締役 流山 次郎 （電話）11-2222-3333 担当者 △△
工事監理者	（住所） （氏名） （電話） 担当者
工事施工者	（住所） （氏名） （電話） 担当者
工事着手予定年月日	〇年 〇月 〇〇日
工事完了予定年月日	〇年 □月 ××日

実測の面積を記載してください。

未定の場合は、未定と記載してください。

第4号様式（第6条、第10条関係）

土地利用計画板（事業公開板）設置届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

記名のみで可

事業者 住所
氏名



該当する事前協議の種別を記載してください。（開発行為、建築行為又はワンルーム建築物など）

流山市開発事業の許可基準等に関する第11条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事前協議対象事業の名称		開発行為		
記載内容が、事前協議申請や土地利用計画板（事業公開板）と一致しているか確認してください。		流山市		
事業区域の面積		平方メートル		
開発事業者	住所			
	氏名	事前協議対象事業の名称が開発行為の場合はこちらにチェックをつけて内容を記載してください。		
開発事業の概要	<input type="checkbox"/> 開発行為	区画数	区画	
		予定建築物の用途		
	<input type="checkbox"/> 建築物の建築	工事種別	新築・増築・改築・用途の変更	
		建築物の用途		
		延べ面積	平方メートル	
		住戸数	戸	
その他	利用用途			
標識設置日		年 月 日		
この届出に係る連絡先	住所			
	氏名			
	電話番号			

- （注1）未定の場合は、「未定」と記載すること。
- （注2）添付図書として、位置図、土地利用計画板設置位置図、設置状況の遠景及び近景の写真を添付すること。
- （注3）敷地の2面が道路に接している場合等で写真の枚数が2枚を超えるときは、それぞれの遠景及び近景の写真を添付すること。

第5号様式（第7条関係）

近隣住民等説明実施報告書

記名のみで可

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者 住所
氏名

報告者
（代理人） 住所
氏名

流山市開発事業の許可基準等に関する条例第8条第3項（第12条第4項）の規定により、次のとおり報告します。

1 概要

年月日：説明した日付を記載してください、別紙の「説明を行った近隣住民等の名簿」との日付と整合してください。
場所：説明した場所を記載してください。（例：近隣住民宅など）
説明方法：説明した方法を記載してください。（例：戸別訪問、資料投函又は説明会など）

事業区域に含まれる地域の名称	流山市					
説明内容	説明経過	年月日	場所	説明方法	事業者側説明者氏名	説明概要
		令和4年4月2日	近隣住民宅	戸別訪問	A会社 〇〇	① 事業区域の位置、規模及び土地利用計画 ② 建築物等の用途、規模、形態及び構造 ③ 工期、工法、作業方法及び工事車両の通過経路 ④ 建築物に伴う日影の影響 5 工事の危害の防止等 6 建築物の管理方法等 7 電波障害防止策 8 その他（ ） ※該当するものに〇をすること
		令和4年4月6日	近隣住民宅	資料投函		
		令和4年4月10日	近隣住民宅	資料投函		
		令和4年4月1日	自治会長宅	戸別訪問	A会社 〇〇	
配布した資料		①配置図 ②平面図 ③立面図 ④断面図 ⑤日影図 6その他（ ）				

（注1）説明方法は、戸別訪問・説明会等の方法を記載すること。
 （注2）市民等への説明報告については、該当事項について報告すること。

2 説明を行った近隣住民等の名簿

番号	氏名	住所	有無	意見等
	別図の近隣の説明範囲図と番号を統一してください			近隣住民等の意見等
1	流山 A男 (土地所有者)	平和台○丁目○番○ (11-1111-1111)	有 無	4/2 意見なし
2	流山 B男 (建物所有者)	平和台△丁目△番△ (22-2222-2222)	有 無	4/2 意見なし
連絡先を確認できた場合は記載してください。				
3	流山 C男 (土地建物所有者)	平和台□丁目□番□ (33-3333-3333)	有 無	4/2 不在(資料投函) 4/6 不在(資料投函) 4/10 不在(資料投函) 提出日現在連絡なし
4	流山 D男 (土地建物所有者)	平和台×丁目×番× (- -)	有 無	4/2 意見なし
土地所有者、建物所有者、居住者及び管理者などの方のような関係者なのかを記載してください。				
5	流山 E男 (居住者)	平和台○丁目△番□ (55-5555-5555)	有 無	4/2 工事中の騒音には 気をつけてほしい → 気を付けて施工します。工事前に改めて説明に伺います。
要望があった場合は、事業者側からの回答まで記載してください。なお、要望については、結論が出るまで記載してください。(別紙でも可)				
6	流山 F男 (土地建物所有者)	平和台×丁目×番× (66-6666-6666)	有 無	4/2 意見なし
7	流山 G男 (居住者)	平和台□丁目○番地△ 流山ビル101号室 (- -)	有 無	4/2 不在(資料投函) 4/6 不在(資料投函) 4/10 不在(資料投函) 提出日現在連絡なし
8	流山 H男 (居住者)	平和台□丁目○番地△ 流山ビル201号室 (- -)	有 無	4/2 不在(資料投函) 4/6 不在(資料投函) 4/10 不在(資料投函) 提出日現在連絡なし
9	I会社 ○○ (占有者)	平和台×丁目△番× (77-7777-7777)	有 無	4/2 意見なし

	流山 J 男 (〇〇自治会長)	流山〇丁目×番△ (88-8888-8888)	有 無	4/1 意見なし
--	--------------------	----------------------------	--------	----------

今後、近隣住民等から問い合わせがあった場合は〇〇会社の〇〇が対応します。

連絡先 999-0000-1111

自治会長との協議も記載してください。

なるべく、緊急時にすぐ対応していただける電話番号を記載してください。

第17号様式（第15条関係）

軽微な変更届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

記名のみで可

届出者 住所
氏名

設計者 住所
（代理人）氏名

事業計画の内容等の変更について、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第15条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

事前協議の申請年月日	年 月 日
事業区域に含まれる地域の名称	
事業者	
変更の内容	
変更の理由	

（注）変更に係る図書を添付すること。

各種樣式（建築行為）

第22号様式（第27条関係）

工事着手届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者

住所
氏名

記名のみで可

工事施工者

住所
氏名

事前協議対象事業に係る工事に着手したので、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第36条第1項の規定により届け出ます。

事前協議申請年月日	年 月 日
都市計画法施行規則第60条 証明書番号・年月日	第 号 年 月 日
建築確認番号・年月日	第 号 年 月 日
事業区域に含まれる地域の名称	千葉県流山市
現場管理者	氏名 電話
工事着手年月日	年 月 日 ↑
工事完了予定年月日	年 月 日

（注）

なるべく、緊急時にすぐ対応していただける携帯番号を記載してください。

- 添付図書
- （1）都市計画法施行規則第60条証明書の写し
 - （2）建築確認通知書の写し
 - （3）工事工程表

第23号様式（第27条関係）

工事完了届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

事業者

住所
氏名

記名のみで可

工事施工者

住所
氏名

事前協議対象事業に係る工事が完了したので、流山市開発事業の許可基準等に関する条例第36条第2項の規定により届け出ます。

事前協議申請年月日	年 月 日
都市計画法施行規則第60条 証明書番号・年月日	第 号 年 月 日
建築確認番号・年月日	第 号 年 月 日
事業区域に含まれる地域の名称	千葉県流山市
工事完了年月日	年 月 日
※受付番号・年月日	年 月 日
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否

（注1） ※印のある欄は記載しないこと。

- （注2） 添付図書
- （1）竣工図面
 - （2）竣工写真
 - （3）その他市長が必要と認める図書

参考様式

あくまで、様式の参考例であり、必ずしもこの様式を指定するものではありません。この参考例は記載してほしい事項を掲載しているものです。

参 考 例

残 地 理 由 書

(宛先) 流山市長

記名押印のほか書面のみでも可

土地所有者 住所
氏名

設計者 住所
(代理人) 氏名

下記の内容について、残地が発生する建築計画ではありますが、残地部分での建築計画はありません。なお、建築確認を受けてから一年以内に残地部分での土地利用計画があった場合は、市の指導に従って行います。また、この残地を第三者に譲渡又は賃貸等をした場合にもこの旨を説明し、履行いたします。

記

1. 申請地：流山市平和台〇丁目〇番〇の一部及び同番
2. 残地：流山市平和台〇丁目〇番〇の一部
3. 地目：畑
4. 申請地面積：280㎡
5. 残地面積：140㎡
6. 用途：共同住宅（6戸）
7. 残地理由
〇〇のため。
8. 添付資料

位置図、土地の登記事項証明書（土地登記簿謄本）及び公図の写し、敷地求積図（申請敷地及び残地部分の求積）、敷地現況図、土地利用計画図（配置図）、建物平面図・建物立面図・建物求積図